

○座間市介護保険サービス事業者の指定等に関する規則

令和5年5月19日規則第59号

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者（以下「介護保険サービス事業者」という。）の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、法及び施行規則で使用する用語の例による。

(指定の申請等)

第3条 法第78条の2第1項、第79条第1項、第115条の12第1項及び第115条の2第1項の規定による申請は、介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（令和5年厚生労働省告示第331号。以下「厚生労働大臣が定める様式」という。）の指定申請書により行うものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合において、指定の決定をしたときにあつては介護サービス事業所指定通知書（第1号様式）により、当該申請を却下したときにあつては介護サービス事業所指定却下通知書（第2号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 前項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(事前協議)

第3条の2 事業者は、新たに事業所を開設し、前条第1項の申請又は次条の届出（変更に係るものに限る。）を行う場合は、事業の内容について、開設の場合にあつては90日前までに、移転の場合にあつては30日前までに事前協議を行わなければならない。ただし、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスに係る移転の事前協議については、市長が別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、事前協議について、座間市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（以下「事業計画」という。）で定めた介護サービス基盤整備の施策に基づき、指定を行うことによって、事業計画における介護給付対象サービス見込量や日常生活圏域ごとの整備計画を超えることになるときは、事前協議は行わないものとする。

(変更等の届出)

第4条 法第78条の5、第82条、第115条の15及び第115条の25の規定による届出は、変更に係るものにあつては厚生労働大臣が定める様式の変更届出書により、事業の再開に係るものにあつては厚生労働大臣が定める様式の再開届出書により、事業の廃止又は休止に係るものにあつては厚生労働大臣が定める様式の廃止又は休止届出書により、それぞれ提出する。

るものにあつては厚生労働大臣が定める様式の廃止・休止届出書により行うものとする。

(指定の辞退)

第5条 法第78条の8の規定による指定の辞退は、厚生労働大臣が定める様式の指定辞退届出書により行うものとする。

2 前項の届出を受理したときは、指定辞退届出受理通知書（第3号様式）により、当該届出者に通知するものとする。

(指定の更新の申請)

第6条 法第70条の2（法第78条の12、第115条の21又は第115条の31において読み替えて準用する場合を含む。）及び第79条の2第1項の規定による指定の更新の申請は、厚生労働大臣が定める様式の指定更新申請書により行うものとする。

2 市長は、前項の申請があつた場合において、指定の更新の決定をしたときにあつては、介護サービス事業所指定更新通知書（第4号様式）により、当該申請を却下したときにあつては介護サービス事業所指定更新却下通知書（第5号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 前項の規定により指定の更新の決定を受けた者は、その旨を当該指定の更新に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(指定介護予防支援の委託の届出)

第7条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託するとき又は当該委託に変更があるときは、厚生労働大臣が定める様式の指定介護予防支援委託（変更）の届出書により市長に届け出なければならない。

(公示)

第8条 法第78条の11、第85条、第115条の20又は第115条の30の規定による公示は、法第78条の11各号、第85条各号、第115条の20各号又は第115条の30各号の措置に係る事業所に関する次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 当該指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者の名称

(2) 当該指定に係る事業所の名称及び所在地

(3) 指定をし、事業の廃止の届出を受理し、又は指定を取り消した場合にあつては、その内容及びその年月日

(4) 指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあつては、その内容及びその期間

(5) サービスの種類

(事業所情報の提供)

第9条 市長は、第3条第2項の指定、第4条の届出の受理又は第6条第2項の指定の更新をしたときは、都道府県、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のう

ち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所又は施設の名称及び所在地
- (2) 申請者又は届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 指定、指定の更新、変更、廃止、休止、再開又は指定の辞退の年月日及び指定有効期間満了日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) サービスの種類
- (8) 事業所又は施設の管理者の氏名、生年月日及び住所
- (9) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号
- (10) 利用定員
- (11) その他市長が必要と認める事項
(実施細目)

第 10 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

(座間市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則等の廃止)

- 2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 座間市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則（平成 18 年座間市規則第 10 号）
- (2) 座間市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則（平成 18 年座間市規則第 20 号）
- (3) 座間市指定居宅介護支援事業者の指定等に関する規則（平成 30 年座間市規則第 20 号）

附 則（令和 5 年 7 月 31 日規則第 65 号）

この規則は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 11 日規則第 11 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 9 月 5 日規則第 49 号）

この規則は、公表の日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

第1号様式（第3条関係）

座間市指令 第 号

年 月 日

様

座間市長

印

介護サービス事業所指定通知書

年 月 日付けで申請のありました 事業所に
つきまして、介護保険法（平成9年法律第123号）第 により、次のとおり指定を
します。

- 1 事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名
- 2 事業所又は施設の名称及び所在地
- 3 介護保険事業所番号
- 4 指定年月日
- 5 指定有効期間満了年月日
- 6 サービスの種類
- 7 備考

第 2 号様式（第 3 条関係）
第 2 号様式（第 3 条関係）

座間市指令 第 号
年 月 日

様

座間市長 印

介護サービス事業所指定却下通知書

年 月 日付けで申請のありました介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第
の規定による事業者の指定申請については、次の理由により却下しましたので通知します。

理由	
----	--

（教示）
（座間市行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則（平成 2 8 年座間市規則第 1 号）に準じた教示の文）

第3号様式（第5条関係）

第3号様式（第5条関係）

座間市指令 第 号
年 月 日

様

座間市長

印

指定辞退届出受理通知書

年 月 日付けで届出のあった指定の辞退の届出については、次のとおり受理しましたので通知します。

- 1 事業者の名称
- 2 事業所又は施設の名称
- 3 介護保険事業所番号
- 4 サービスの種類
- 5 指定を辞退する年月日
- 6 指定を辞退する理由
- 7 備考

第4号様式（第6条関係）

第4号様式（第6条関係）

座間市指令 第 号
年 月 日

様

座間市長

印

介護サービス事業所指定更新通知書

年 月 日付けで申請のありました 事業
所につきまして、介護保険法（平成9年法律第123号）第 により、次のとおり指
定します。

- 1 事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名
- 2 事業所又は施設の名称及び所在地
- 3 介護保険事業所番号
- 4 指定年月日
- 5 指定有効期間満了年月日
- 6 サービスの種類
- 7 備考

第 5 号様式（第 6 条関係）

第 5 号様式（第 6 条関係）

座間市指令 第 号
年 月 日

様

座間市長

印

介護サービス事業所指定更新却下通知書

年 月 日付けで申請のありました介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第
の規定による事業所の指定更新申請については、次の理由により却下したの
で通知します。

却下理由	
------	--

（教示）

（座間市行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則（平成
2 8 年座間市規則第 1 号）に準じた教示の文）